

最高裁秘書第4548号

令和元年9月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付，最高裁秘書第808号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

田中二郎裁判官の履歴書（片面で7枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，個人識別情報（本籍地等）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

344

理任

明治二十七年七月

同 四 三 東京帝國大学法学部政治学科卒業

同 四 一 五 任東京帝國大学助手

法学部勤務ヲ命ス

東京帝國大学

同 六 五 六 任東京帝國大学助教授

法学部勤務ヲ命ス

法学部

同 一 三 三 三 一

行政法第二講座担任ヲ命ス

法学部

同 一 三 三 三 一

行政法第三講座担任ヲ命ス

行政法

同 一 四 三 三 一

行政法第一講座担任ヲ命ス

行政法

行政法第二講座担任ヲ命ス

行政法

行政法第三講座担任ヲ命ス

行政法

同 一 六 三 三 六 任東京帝國大学助教授

法学部勤務ヲ命ス

行政法第二講座担任ヲ命ス

文部省

同一九 六一〇海軍経理学校行政法教授ヲ嘱託ス

海軍省

同二一 四 一昭和二十一年勅令第一九三号ニ依リ文部省(一)一級(二)任セラレ東京帝  
国大学教授ニ補セララル

同 七一〇大臣官廳事務ヲ嘱託ス

文部省

同三三 三二九最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員を委嘱する

最高裁  
部所

同三五 七一 司法試験管理委員会司法試験審査委員を命ずる

法務府

同 七一四司法試験管理委員会司法試験審査委員を免ずる

同

同 二〇二六法制審議会民事訴訟法部会委員を命ずる

同

八、一八才制法部行政中疏法部会委員を命ずる

法務府

二〇、一六才制法部会民事訴訟法部会委員を命ずる

法務府

四二八、三、一、二ノヲス、スイス國、アメリカ合衆國及びイギリス國へ出張を命ず

東京大学

四、一北海道大学教授(経済学部)に併任する(暫定)

文部省

任期は昭和二十九年三月三十一日までとする

七、ロ、西ドイツ國へ出張出帯を命ずる

東京大学

四、一東京大学教授(法学部)に配属換する

文部省

七、三、一北海道大学教授(経済学部)の併任を解除する

同

四三九、二、二、一海外出張より帰朝

三、三、一北海道大学教授(法学部)の併任は終了した

文部省

同 一、二、一東京大学評議員に併任する

任期は昭和三十一年十一月十日までとする

文部省

同 四、一北海道大学教授(法学部)の併任は終了した

同

同 北海道大学教授(法学部)に併任する

任期は昭和三十一年三月三十一日までとする

同

同 五、二〇法制審議会行政訴訟部会委員に併任する

法務省

同三一、四、一北海道大学教授(法学部)に併任する

任期は昭和三十一年三月三十一日までとする

文部省

文部省

文部省

同三二 四 一 北海道大学教授（法学部）に併任する  
任期は昭和三十三年三月三十一日までとする  
文部省

同 五二〇 法制審議会行政訴訟部会委員に併任する  
法務省

同三三 四 一 北海道大学教授（法学部）に併任する  
任期は昭和三十四年三月三十一日までとする  
文部省  
同 二二四 金融制度調査会臨時委員に併任する  
大蔵省  
同 五二〇 法制審議会行政訴訟部会委員に併任する  
法務省  
同 八 一 地方制度調査会委員に任命する  
内閣

同三四 四 一 東京大学法学部長に併任する  
任期は昭和二十六年三月三十一日までとする  
文部省

同 五一八 税制調査会委員に任命する  
内閣

54

乙号

昭三四一五、二〇 法制審議会行政訴訟部会委員に併任する

法務省

同三五 五、二〇 法制審議会行政訴訟部会委員に併任する

法務省

同 一六 一 自治庁参与に任命する

内閣

同 一〇一四 外務省参与を命ずる (査察使として北歐及び東欧への出張期間中) 外務省

ソウイェト、ポーランド、スウェーデン、チエコスロヴァキア、ユーゴース  
ラヴィア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、オーストリアの各国へ  
出張を命ずる

同 一〇二二 出発 東京大学

同 三五一一、一 金融制度調査会臨時委員の併任を解除する 大蔵省

〃三九 一六 最高裁判所判事に任命する  
 〃二六 司法修習生考試委員を委員と委嘱す。  
 〃九 九 最高裁判所民事規則制定諮問委員を委員と命ず。  
 〃九 一四 最高裁判所判例委員会委員を命ずる。  
 〃 〃 最高裁判所判例委員会委員を命ずる。  
 〃 〃 最高裁判所判例委員会委員を命ずる。

内閣

最高裁判所

田中二郎

〃	九	九	最高裁判所民事規則制定諮問委員を委員に任命す。	〃
四二	二二六	二二六	司法修習生考試委員を委員と委嘱す。	〃
〃	五	一六	東京大学名誉教授の称号を授けり。	東京大学
〃	四一九	〃	司法修習生考試委員を委員と委嘱す。	最高裁判所
〃	九	九	最高裁判所民事規則制定諮問委員を委員に任命す。	〃
四四	一一二	一一二	最高裁判所判例委員会委員を免かす。	〃
四五	九	九	最高裁判所民事規則制定諮問委員を委員に任命す。	〃

に任命する

丁

〃	〃	〃	最高裁判所図書館委員会委員を命ずる	〃
〃	三二四	三二四	昭和四十六年七月二〇日から同月二四日までユーゴスラビア国へル	〃
〃	〃	〃	グラード市において開催せられる第三回世界裁判官会議	〃
〃	〃	〃	に出席ならむに欧州各国における司法制度視察の	〃

履歴書用紙

裁判所

在の三日間の予定で欧州各国へ出張を命ずる

昭和四十六年六月二日 出発

昭和四十六年七月三十一日 帰国

最高裁判所

昭和四七 九 九 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員に任命する

員に任命する

四八 二二二 最高裁判所図書館委員会委員を命ずる

願に依り本官を免する

内閣

四一 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員を免する

最高裁判所図書館委員会委員を免する

4